

核兵器禁止条約第1回再検討会議に向けて

2026.8.5

川崎哲¹

◆第1回再検討会議

2026年11月30日～12月4日

国会議員フォーラム（12月1日予定）

◆条約発効後5年——ウィーン行動計画（2022年6月）とその履行

● 条約の普遍化(条約12条)

行動1～14 署名・批准の促進。各国における窓口任命。核依存国との対話。赤十字国際委員会（ICRC）やICANとの協力など

⇒締約国・署名国合わせて世界の過半数（100カ国）。

署名・批准の拡大努力——国連総会における式典、地域会合（2026年にはガーナ、インドネシアで）、個別の働きかけ等

● 核兵器の廃絶に向けて(条約4条)

行動15～18 核廃棄の検証にあたる国際機関に関する議論。核廃棄の要件の精緻化(科学的諮問グループ（SAG）の協力で)。核廃棄検証の前進。

⇒SAGの協力を得て国際機関に関する議論が一定程度前進。

国際原子力機関（IAEA）などとの協力は限定的。

● 被害者援助と環境修復、そのための国際協力(条約6・7条)

行動19～32 市民社会、被害者、先住民族との関与、協力、協議、情報提供。核使用・実験国との情報交換。アクセス可能性、包摂性、非差別性、透明性の原則。年齢やジェンダーに配慮。任意の報告。国際信託基金の可能性追求。被害のニーズ評価と国別計画策定。可能な国は援助表明。

⇒6・7条の国内履行に関する報告指針と報告書式を採択。→一定数の国から報告出される。

作業グループの市民社会が参加。国内作業に市民社会との協議があった国も。

国際信託基金に向けた議論が前進——要綱案、指導原則など。

国別計画の策定、援助表明を行った国はまだなし。

● 科学的・技術的な助言体制

行動33～34 科学的諮問グループ（SAG）の設置とその活動

⇒SAGが締約国会議に報告、専門家ネットワークを形成。

再検討会議でSAGの任務や要綱を更新。

¹ かわさき・あきら。ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員・会長、一般社団法人核兵器をなくす日本キャンペーン専務理事。 kawasaki@peaceboat.gr.jp

- **核軍縮・不拡散のパートナーシップ**

行動 35～38 既存の諸条約との相互補完性を NPT 再検討会議などで強調。国際原子力機関（IAEA）や包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）と協力。

⇒既存の核軍縮・不拡散条約との相互補完性について、NPT 会議や国連総会で強調。

IAEA や CTBTO との協力は限定的。

- **その他**

行動 39～42 包摂性(ジェンダー、ICAN など NGO、核被害者と先住民族など)

⇒包摂性ある協議プロセス。

行動 43～45 会期間作業（調整委員会、作業グループ、他の条約との協力）

⇒調整委員会と作業グループの積極的取り組み。

行動 46 申告（条約 2 条）による透明性と情報交換

⇒全ての締約国が申告。

行動 47～50 条約のジェンダー規定の実施（各国での実施、被害者援助における実施、指針策定等）

⇒年齢と性差に配慮した被害者支援の議論。

◆**日本が核兵器禁止条約に関与することの今日的意味**

- 揺らぐ「核のタブー」⇒核兵器の非人道性に焦点を当て、核を使わせない力に
- 膠着した NPT プロセス⇒多国間の核軍縮外交を活性化させる

◆**日本にできること**

1. 核兵器の非人道性に関して

- 再検討会議の「非人道性」セッションに被爆者・専門家を派遣
- 科学的諮問グループ（SAG）との協力。SAG へのインプット
- 「核戦争影響国連パネル」会合の開催(東アジア地域会合など)やインプット

2. 被害者援助・環境修復に関して

- 日本の被爆者援護法制に関する情報提供
- 被害者援助・環境修復の作業グループとの協力。会合ホスト、インプット、技術協力の提案など。
- 国際信託基金の設置に向けた協力

3. 核廃棄物検証に関して

- 核廃棄物検証の作業グループとの協力。専門家の派遣など。
- 関連の取り組み（IPNDV など）とつなぐ努力。とりわけ北東アジアの文脈で